

令和7年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会
伊賀市教育委員会

1 任期

- ・ 採用日から6月以内とします。(ただし、育休補充のための職員等、一部を除きます。)
- ・ 任用更新は1回に限り、6月以内の期間を定めて行う場合があります。

例：(当初の任期)

当該年度の4月1日から9月30日まで

(任用更新時の任期)

当該年度の10月1日から3月31日まで

2 再度の任用の有無

有(条件有)

任用は、公募により行います。再度の任用を行う場合もあります。

3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する業務の予算の状況等により判断します。

4 職務の内容

正規の学校栄養職員に準ずる職務に従事するものです。

※ 学校栄養職員(正規)：学校給食の栄養に関する専門的事項に従事するものです。

5 資格等

- ・ 栄養士、管理栄養士、栄養教諭免許状^{*1}のうち、いずれかの免許状を有する人
- ・ 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

※1 栄養教諭免許状を有する人は、講師(栄養)での任用が原則となります。ただし、三重県教育委員会が認める場合には、臨時学校栄養職員として任用することがあります。

6 勤務形態

常勤(原則として8:30から17:00)

7 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

8 給料及び手当

給料	各年度の任用時に、学校栄養職員給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定(昇給なし)。 学栄1級15号給 ～ 学栄1級85号給 給料月額 192,700円 給料月額 249,800円
手当	地域手当 給料の4.7%を支給 通勤手当 自家用車等の場合：距離に応じて支給(2km以上 月3,000円～) 公共交通機関の場合：定期券・回数乗車券等相当額を支給(上限 月65,000円) 住居手当 賃貸住宅の場合：規定に基づき、月28,000円を上限に支給 期末・勤勉手当 年2回(6月及び12月)年間4.5月分に在職期間割合を乗じた額 退職手当 6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給 その他手当 扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当等、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当を規定に基づき支給
給料締切日	毎月末
支給日	毎月21日(期末・勤勉手当及び退職手当を除く。)(この日が土・日・休日の場合はその前日)
支払方法	口座振込

9 休暇

年次有給休暇

県の規定により付与

例：在職期間5月を超え6月に達するまでの期間について10日付与

なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。

その他有給休暇等

県の規定により付与

忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

10 退職

- ・ 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

11 服務規程

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険）、社会保険（厚生年金）に加入することになります。
- ・ 地方公務員法第22条の3第1項による臨時的任用職員として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※ 上記の規定の内容については、令和7年1月1日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先

三重県教育委員会事務局 市町教育支援・人事担当 TEL059-224-2967

伊賀市教育委員会事務局 学校教育課 TEL0595-22-9649